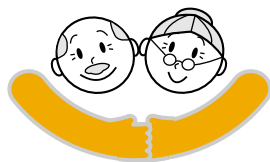


広報

はちおうじ



高齢社会に向け様々な施策を展開

市の八月末日現在の人口は五十二万八千六百三十三人。このうち六十五歳以上の高齢者は七万二千二百三十四人で、これは市民約七人に一人が六十五歳以上の高齢者というものです。こうした高齢社会に対応するため、四月から介護保険制度がスタート。市でも介護保険をはじめ、高齢者を支える福祉サービスや介護予防の事業などを行ってきています。この特集号では、十月から徴収が始まる六十五歳以上の方の介護保険料の額や納め方、約六か月が経過した本市の介護保険の状況、高齢者を支える在宅福祉サービスなどについてお知らせします。

写真は削除しました。

4月から始まった介護保険のあらまし

保険者は八王子市

介護保険を運営する保険者は八王子市。保険に加入する被保険者は六十五歳以上の方(第1号被保険者)と四十～六十四歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)です。

保険を運営する財源

財源は四十歳以上の方に納めていただく保険料と国・都・市からの公費(税金)で賄います。

サービスを利用できる方

六十五歳以上の方は、介護や支援が必要になつた場合にその原因に関係なく利用できますが、四十～六十四歳の方は初老期の痴呆など十五種類の

特定の病気により、介護や支援が必要になつた場合にのみ利用できます。

利用できるサービスの種類

在宅サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、訪問看護・訪問入浴・住宅改修など)と施設サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設などへの入所)です。

サービス利用の負担額

原則として、利用したサービス費用の一分を負担していただくこととなります。

サービスを利用するために

介護保険のサービスを利用するためには、「要介護認定」のための申請をしなければなりません。

日常生活で介護が必要な状態になつたら、まず申請をしてください。

問い合わせ

高齢者相談課

20・7420

介護サービス課

20・7414～6

今号の内容

1～3 介護保険(保険料、納め方など)

4 介護保険(要介護認定の状況など)

5 介護保険のいろいろな制度(ショートステイの振替、施設入所の食費減額など)

6～7 高齢者のための様々な事業(介護保険以外の福祉サービスなど)

8 年齢別で見る介護保険料

介護保険料の徴収が始まります

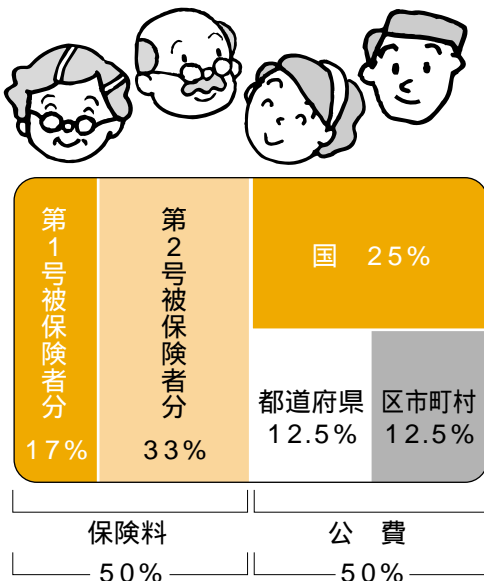
問い合わせ

介護サービス課
20・7415

10月6日(金)に 納入通知書・納付書を発送します

保険料は介護保険の大切な財源

介護保険は、四十歳以上の皆さんから納めていただく保険料と公費(国・都道府県・区市町村)でその財源を賄います。その基本的な割合は半分ずつで、六十五歳以上の方の保険料は全体の約一七％、四十～六十四歳の方の保険料は全体の三三％となっております。



保険料の納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)
保険料は、介護保険制度を円滑に実施するための特別対策により半年間は徴収していませんでしたが、十月から納めていただくこととなります。また、保険料の額もこの特別対策により、十月から平成十三年九月までは半額に軽減され、保険料を全額納めていただくのは、平成十三年十月以降

となります。

保険料の納め方は、年額十八万円以上の老齢・退職年金受給者が特別徴収(年金からの天引き)、それ以外の方(年度の途中で六十五歳になる方や市外から転入してきた方なども)は普通徴収(金融機関の口座振替や納付書などによる個別納付)となります。

本年度の納入は、特別徴収(年金からの天引き)が偶数月の三回(十月、十一月、平成十三年一月)で、普通徴収(口座振替など)は十月から平成十三年二月までで計五回となります。

40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)
すでに本年四月以降、それぞれ加入している医療保険の保険料と一括して納めていただいています。

保険料の額

65歳以上の方(第1号被保険者)

保険料の基準額は、住んでいる各区市町村が定めている介護保険事業計画によって異なり、条例で定めることになっています。本市の平成十二年度の保険料は所得に応じて表1のとおりとなります。なお、平成十二年度・十四年度の年額の保険料は表2のとおりです。

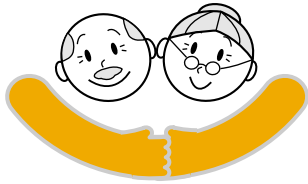
40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)
保険料はそれぞれ加入している医療保険ごとに算出します。

表1 平成12年度の介護保険料と納期別保険料

(単位:円)

段階	要件	年額保険料	納め方	10月	11月	12月	1月	2月
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者などで世帯全員が市民税非課税	4,800	特別徴収	1,600		1,600		1,600
			普通徴収	1,200	900	900	900	900
第2段階	世帯全員が市民税非課税	7,100	特別徴収	2,500		2,300		2,300
			普通徴収	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400
第3段階	本人が市民税非課税	9,500	特別徴収	3,300		3,100		3,100
			普通徴収	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
第4段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満	11,900	特別徴収	4,100		3,900		3,900
			普通徴収	2,700	2,300	2,300	2,300	2,300
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上	14,300	特別徴収	4,900		4,700		4,700
			普通徴収	3,100	2,800	2,800	2,800	2,800

特別徴収の天引きの日は、10月が13日、12月と2月は15日です。普通徴収の納期限は毎月末で、12月は27日となります。



10月から65歳以上の方の介

表2 平成12～14年度の年額の保険料 (年額)

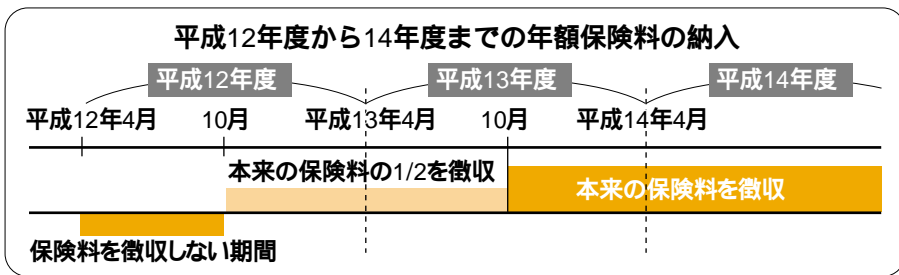
年 度	第1段階 老齢福祉年金 の受給者など で市民税世帯 非課税者	第2段階 市民税 世帯非 課税者	第3段階 本人が 市民税 非課税 者	第4段階 本人が市民 税課税で合 計所得金額 250万円未満	第5段階 本人が市民税 課税で合計所 得金額250万 円以上
12	4,800 円	7,100 円	9,500 円	11,900 円	14,300 円
13	14,300	21,400	28,500	35,600	42,800
14	19,000	28,500	38,000	47,500	57,000

12・13年度の保険料の額は減額した後のものです。

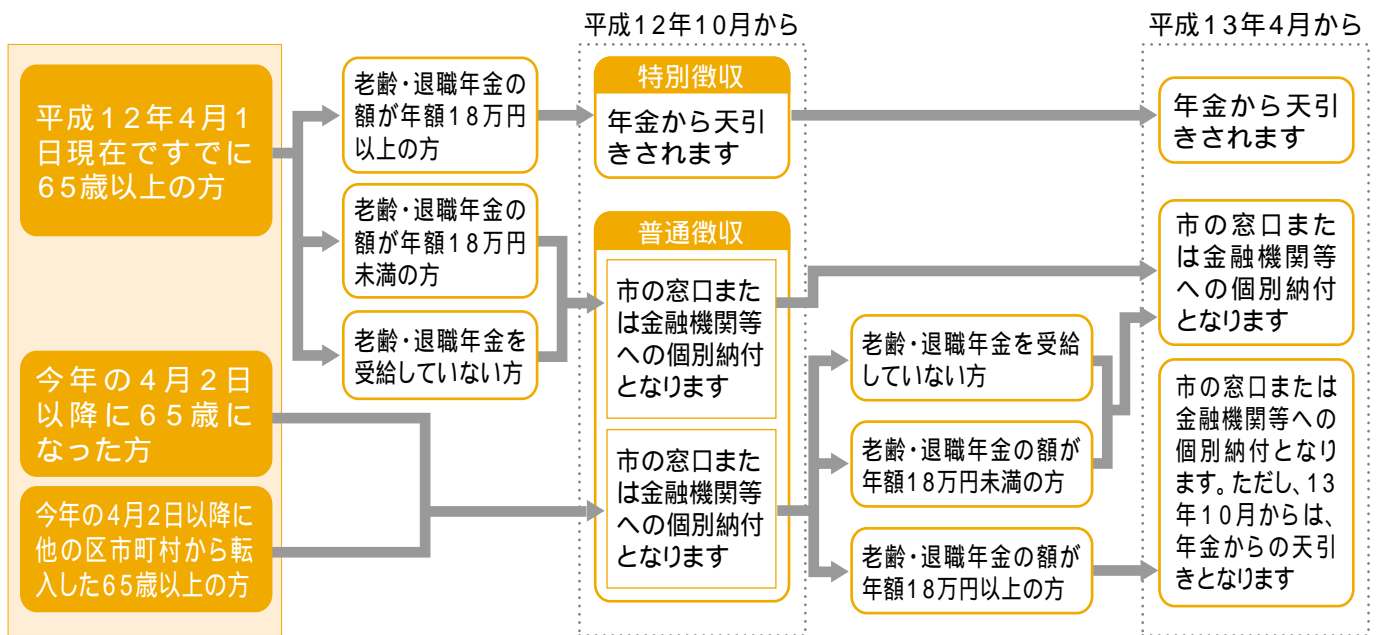
です。納付の義務者は世帯主で、医療保険分と介護保険分を合わせた額を国保税として納めていただきます。国保税に関する問い合わせは、国民健康保険課 20・7236へ。

均等割額(均等割額6千円×世帯での該当者数)
+
所得割額(該当者の前年所得から国保で規定する控除額を引いた額×0.8%)

本市の国保加入者の場合の介護保険分は、



65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の納め方



保険料の減免

災害などにより、家財に著しい損害を受けた場合や事業の休廃止などにより、世帯主などの収入が大きく減少した場合などには、保険料が減免される場合があります。介護サービス課(20・7415)へご相談ください。

ご注意ください!! 保険料を納めずにいると

1年間保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用が一旦、全額利用者負担になります。申請により後で、保険給付(費用の9割)が支払われます。保険証には「支払方法変更の記載」が行われます。1年6か月滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。な

お滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分にあてることがあります。保険料を滞納していた人が新たに介護サービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

スタートして6か月 本市の介護保険の状況

高齢者の介護の問題を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度。皆さんのご理解・ご協力のもと、本年四月にスタートして約六か月が経過しました。そこで、本市の介護保険の状況などについてお知らせします(数字はすべて八月末日現在のものです)。問い合わせは介護サービス課 20・7414(56)へ。

被保険者の数

本市における第1号被保険者(六十五歳以上の方)は七万二千三十五人、第2号被保険者(四十～六十四歳の方)は、十七万九千六百三十人となっています。市の人口五十二万八千六百三十三人からみると、約七人に一人が六十五歳以上の高齢者となっています。

申請をした方

介護保険の給付サービスを受ける場合には、まず介護が必要な状態なのかどうかを判定す

る要介護認定の申請をしなければなりません。これまでに申請をした方は、八千八百四十四人となっています。

介護保険は、これからの高齢社会に向け、家族介護の負担軽減などを目的として、高齢者介護の問題を社会全体で支えようとできた制度です。介護が必要な状態になったら、お気軽に申請・ご相談ください。

要介護認定の状況

要介護認定で介護が必要な状態と判定された方は、七千三百三十四人(下表参照)となっています。本市では、八十八名の認定審査会委員が十六の合議体(一合議体五、六名)に分かれ、要介護認定の審査・判定を行っています。

相談業務

新しく介護保険が始まり、今まで行ってきた医療や福祉事業についても制度の改正や見直しなどが行われました。こうした中、不慣れな介護保険をはじめ、様々な福祉施策について、市民の皆さんからは問い合わせや相談などが多く寄せられています。

市では四月から高齢者施策の組織として、高齢者相談課 20・7420(介護保険・在宅福祉サービスなど、高齢者のための総合相談・申請

写真は削除しました。

窓口)、高齢者支援課 20・7243(生きがいデイサービス、生活支援ヘルパー派遣など)、介護サービス課 20・7414(56)要介護認定、介護サービス課(介護保険料などを設け、それぞれの事業に取り組んでいます)。

介護保険運営協議会を設置

介護保険事業の適正かつ公平な運営を図るため、市長の附属機関として、八王子市介護保険運営協議会を九月に設置しました。この運営協議会は、市長が諮問する事項についての審議・答申や、介護保険事業の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べるなどの役割を果たします。

介護保険運営協議会の委員構成

選出区分	人数
被保険者の委員(一般公募)	2名
高齢者団体の代表者の委員	1
福祉関係者の委員	3
保健医療関係者の委員	1
介護サービスを提供する事業者の委員	3
介護保険料額を負担する事業主の委員	1
学識経験者の委員	2
計	13

被保険者数・要介護認定などの状況

(単位:人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	申請者数	被保険者数
1号被保険者 (65歳以上の方)	848	1,727	1,327	1,096	1,117	924	294	8,844	70,235
2号被保険者 (40～64歳の方)	7	54	77	44	50	63			179,630
計	855	1,781	1,404	1,140	1,167	987	294	8,844	249,865

写真は削除しました。

ご存知ですか？ 介護保険のいろんな制度

介護保険には、次のような制度があります。それぞれの制度に該当する方や利用したい方は、申請をしていただくことが必要になります。

介護保険施設に入所している方の食費の減額制度

問い合わせ 介護サービス課 20・7416

介護保険施設に入所すると、食費は1日あたり760円(標準負担額)を負担していただくことになっています。この食費は、所得に応じて右表のとおり軽減されますので、該当される方は入所の際に申請をしてください(入所している方も申請できます)。申請書は各施設と市役所で配布しています(申請には被保険者証と印鑑が必要です)。

対象	負担額(1日)
生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給し、住民税が世帯全員非課税の方	300円
住民税が世帯全員非課税の方	500円

老齢福祉年金...明治44年4月1日以前に生まれた方が、郵便局で直接受け取る年金です。

ショートステイ(短期入所)の振替利用制度

問い合わせ 介護サービス課 20・7416

ショートステイの利用が、法定利用限度日数では足りない方で特に必要があると認められる場合には、各月の訪問通所サービスの利用限度の未利用分をショートステイの利用に振り替えることができます。利用に当たっては、まず申請をして、対象であると認定されることが必要になります。詳

しくは、ケアマネジャー(介護支援専門員)または介護サービス課へお問い合わせください。

対象...本人が痴呆であったり、介護している家族が高齢または病気などのやむを得ない理由により、家庭での介護ができない方

利用者負担額の償還払い制度

問い合わせ 介護サービス課 20・7416

介護保険では、サービスを利用した場合の本人負担額は費用の1割が原則ですが、次の、の場合には、いったんサービス業者に費用の総額を支払っていただいたうえで、その後、市に請求をして、費用総額の9割の支給を受けることになります。申請には、必要書類・印鑑・被保険者証・振込先がわかるもの(通帳など)が必要です。

所振替利用承認通知」も)

福祉用具購入や住宅改修をした場合の費用
これらの費用の支給はいずれも国が定めた福祉用具と住宅改修についてのみ行います。対象となるかどうかを、事前に市にご確認ください。

ケアプランを作成しないでサービスを利用したり、または振替利用制度によるショートステイを利用し、利用料を全額支払った場合など、要介護度による利用限度額内が対象となります)

必要書類 / 福祉用具...領収書、購入した福祉用具のパンフレット(写し可)

住宅改修...領収書(内訳のわかるもの)、住宅改修が必要な理由書など

必要書類 / 領収書・サービス提供証明書

詳しくはケアマネジャー(介護支援専門員)または介護サービス課へご確認ください。

(ショートステイ振替利用の場合は、「短期入

高額介護サービス費の支給制度

問い合わせ 介護サービス課 20・7416

1か月の利用者負担額(原則一割)が、右表の上限額を超える場合には、申請した後に、超えた額を高額介護サービス費として支給します。支給対象には、福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費などは含まれません。申請には、領収書・印鑑・被保険者証・振込先がわかるもの(通帳など)が必要です。

対象	上限額(1か月)
生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給し、住民税が世帯全員非課税の方	15,000円
住民税が世帯全員非課税の方	24,600円
、 以外の方	37,200円

同一世帯に要介護者等が複数いる場合には、上記の上限額を世帯全体の利用者負担の上限額とする「世帯合算」を行います。

ホームヘルパー研修受講費の一部助成制度

問い合わせ 高齢者相談課 20・7420

3万円を上限として研修にかかった費用から教材費などを差し引いた額を助成します。

または3級課程を修了した方です。

対象となる方は、高齢者を介護している、または介護していた家族で、平成12年度中にホームヘルパー研修2級ま

申請には、印鑑・研修受講の領収書・研修修了を証明できる書類(修了証明書など)・介護保険被保険者証・振り込み先がわかるもの(通帳など)が必要です。

高齢者のための様々な事業

市は、介護保険のほかに高齢の方が利用できる下記の福祉や老人保健事業を行っています。

高齢者を支える在宅福祉サービス 問い合わせ：高齢者支援課 20・7243 20・7244

生活支援事業 おおむね65歳以上の高齢者が、在宅で自立した生活を送ることを支援する事業

事業名	内容	対象	費用
生きがい デイサービス	週2回を限度に、施設で生きがい活動や日常動作訓練などを行います(見学もできます)	原則として介護保険で非該当と判定された方	利用料(490円)と食事代(実費)
生活支援 ヘルパー	週2回を限度に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します	原則として介護保険で非該当と判定された、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯	1時間 150円
生活支援 ショートステイ	家族の外出時に、ひとりにしておけない高齢者を、養護老人ホームなどでお預かりします(6か月間で7日が限度)	原則として介護保険で非該当と判定された方	1日 2,080円

介護予防事業 おおむね65歳以上の高齢者が、住み慣れた住宅で引き続き安心して生活ができるようにする事業

事業名	内容	対象	費用
自立支援 住宅改修	住宅改修を行い、転倒を予防したり生活動作を行いやすくして、安心して在宅生活を送れるようにします	住宅改修が必要な高齢者(生活中心者の所得により制限があります)	かかった費用の1割(利用限度額があります)
生活支援 日常生活用具	在宅での自立した生活を確保するために、日常生活用具を給付します	原則として介護保険で非該当と判定された方(電磁調理器は要支援、要介護者も可)	かかった費用の1割(利用限度額があります)

その他の事業

事業名	内容	対象	費用
おむつ貸与・給付	在宅でおむつを必要とする高齢者などにおむつの貸与・給付をします	おおむね65歳以上の在宅のねたきり高齢者などで、おむつが必要な方	かかった費用の1割(枚数制限があります)

老人保健事業 問い合わせ：～ …保健予防課 25・9128 …各会場

事業名	内容	対象	費用
訪問指導	疾病・痴呆・寝たきり予防のために、保健婦・看護婦・栄養士・歯科衛生士が訪問する	要介護認定で非該当となった方介護が必要な方をかかえる家族	無料
介護者懇談会	懇談・情報交換・研修・レクリエーションなどを中心とした、介護を必要とする方をかかえる家族の集まり	介護を必要とする方をかかえる家族	無料
高齢者健康講座	健康についての話や、体操・レクリエーションなど	閉じこもりがちな高齢者、または一人暮らしの高齢者	無料
健康相談	心や体の不安・不調、食生活などについての保健婦・栄養士の相談(月～金曜日)	40歳以上の市民	無料

事業名	内容	会場・問い合わせ先	対象	費用
機能訓練	理学療法士・保健婦・看護婦などによる集団訓練	総合福祉センター 67・1331 南大沢福祉センター 79・2205 老人福祉センター 25・6501	40歳以上の市民で、疾病・負傷・老化などにより身体が不自由になった方で要介護認定の非該当と判定された方	無料

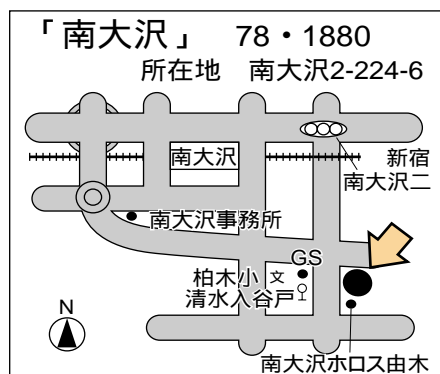
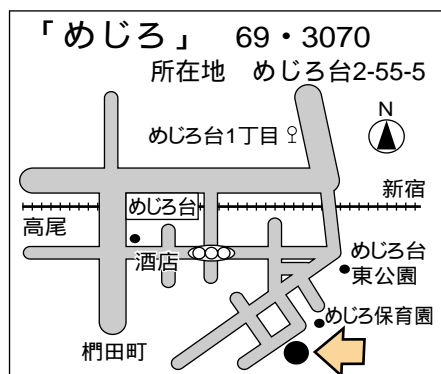
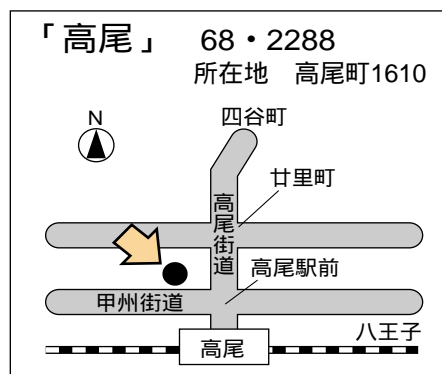
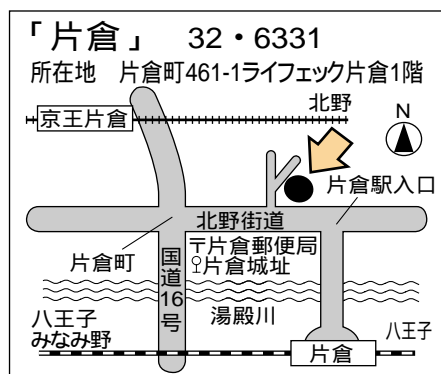
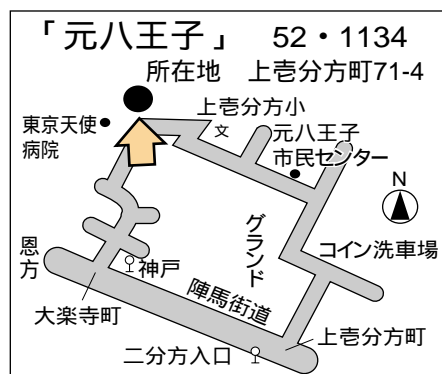
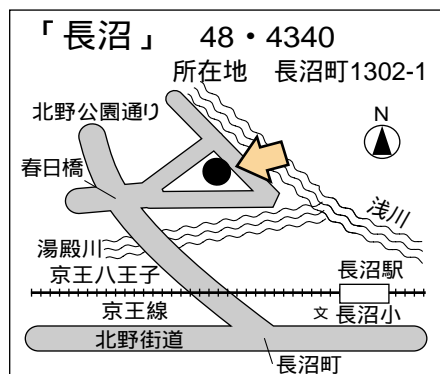
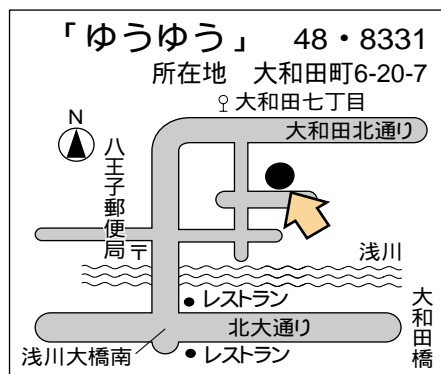
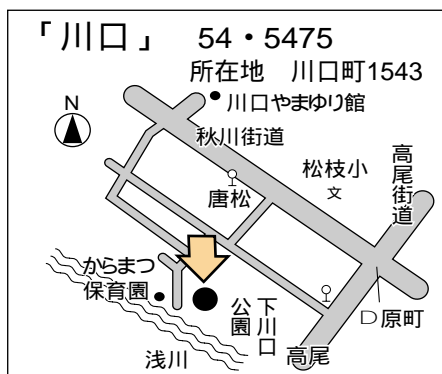
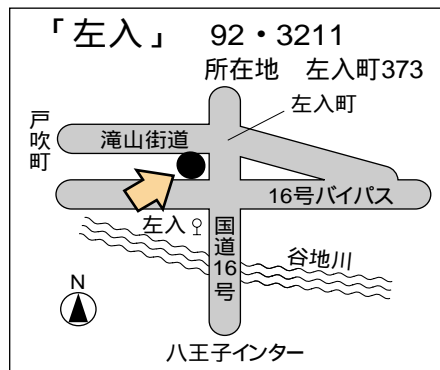
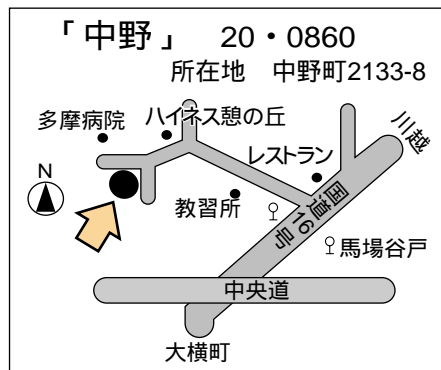
高齢者のための身近な相談窓口

「在宅介護支援センター」

♡ 在宅介護に関する相談、保健・医療・福祉に関する情報提供、公的サービスの利用相談、介護保険の申請などをお受けしている在宅介護支援センター。現在、市内各地域に11か所が設置されています。これらの支援センターでは、看護婦、介護支援専門員などの職員が皆さんからの相談に応じ、必要があれば訪問もします。在宅介護で困られたときは、気軽にご相談ください。

♡ なお、介護保険の申請は、市内などの居宅介護支援事業者が、手続きを代行して行うことができます。

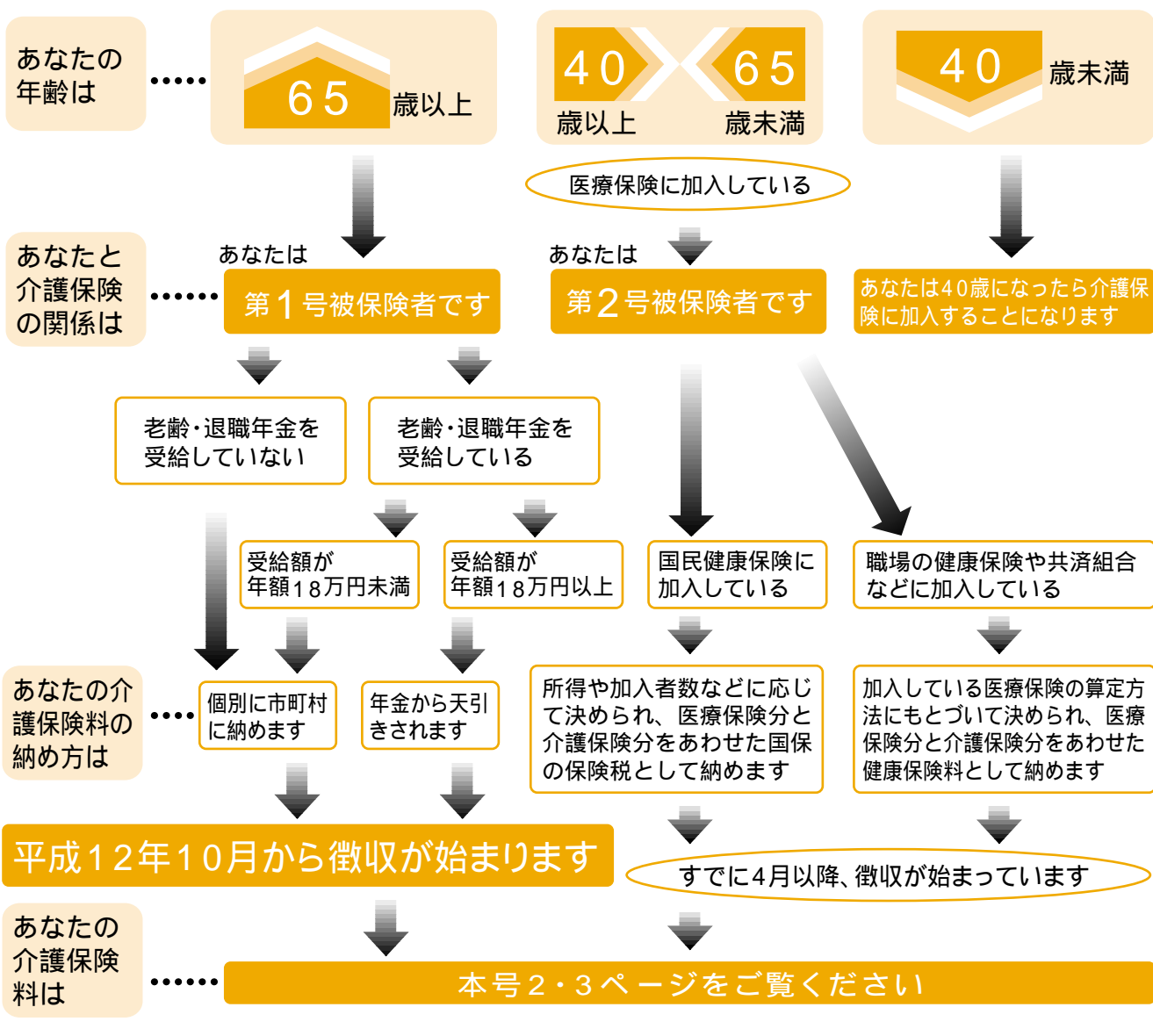
各センターでの相談受付は、毎週月～土曜日(祝・休日を除く)の午前9時～午後5時です。また、これ以外の夜間や日曜・祝・休日は、電話による相談を24時間お受けしています。



年齢別で見る皆さんの介護保険料

問い合わせ

介護サービス課
20・7415



「介護保険なんでも相談会」を開催

4月にスタートした介護保険制度。市は、介護保険制度の周知に努力していますが、市民の皆さんからは、多くの問い合わせが寄せられています。

そこで市では、より一層、介護保険に対して皆さんの理解を深めていただくよう「介護保険なんでも相談会」を開催します。お気軽に会場へお出掛けください。

問い合わせは高齢者相談課 20・7420へ。

期日・会場 10月3・4日…由木中央市民センター、10月

10・11日…北野市民センター

時間 午前9時～午後4時

30分(正午～午後1時は除く)

相談会は各市民センター

で順次開催する予定です。

日程などについては今後、

広報などでお知らせします。



家族介護交流事業 日帰りバス旅行の参加者を募集

家庭で高齢の家族を介護している方を対象として「日帰りバス旅行」を実施します。これは、日常の介護から離れて、心身の疲労を軽減していただくというものです。ぜひ、ご参加ください。問い合わせは介護サービス課 20・7416へ。

資格 現在、要介護4、または要介護5の認定を受けた高齢者を家庭で介護している方(一名が限度)

期日・行き先 11月21日(火)に「箱根」を予定しています

費用 無料

申し込み 八王子市「バス旅行」と住所・氏名・電話番号・介護している高齢者の氏名を書き、10月13日(消印有効)までに八王子市役所介護サービス課(〒192-8501)へ

